



# 栃木県公報

平成27年  
3月31日(火)  
号外  
第20号

## 目次

### 教育委員会

- 教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の制定..... 1
- 教育長が兼ねることを制限される営利企業等の従事の許可の基準を定める規則の制定..... 2
- 平成26年給与条例附則第5条の規定による給料に関する規則の制定..... 2
- 教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則等の一部改正..... 4
- 栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正..... 6
- 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正..... 6
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正..... 8
- 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正..... 9
- 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正..... 9
- 栃木県教育職員免許状に関する規則の一部改正..... 10
- 栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正..... 11
- 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正..... 11
- 平成18年給与条例附則第6条の規定による給料に関する規則の一部改正..... 11
- 栃木県教科用図書選定審議会規則の一部改正..... 12
- 栃木県学校通信教育に関する規則の一部改正..... 12
- 栃木県立博物館管理規則の一部改正..... 12
- 栃木県風土記の丘資料館管理規則の廃止..... 13
- 栃木県教職員住宅管理規則の廃止..... 13
- 平成28年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項..... 13
- 栃木県教育委員会公印規程の一部改正..... 16
- 栃木県教育委員会事務局処務規程の一部改正..... 17
- 栃木県立学校文書等取扱規程の一部改正..... 17

## 教育委員会

### 栃木県教育委員会規則第一号

教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

### 教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（昭和二十八年栃木県条例第二十七号）第十條第三号の規定により、教育長の職務に専念する義務を免除することができる場合を次のように定める。

- 1 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第五十一条第二項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第六十条第一項の規定により審査請求人として出頭する場合
- 2 県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役員、職員等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
- 3 県の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
- 4 国又は他の地方公共団体の職員としての職を兼ね、その職の属する事務を行う場合
- 5 国又は地方公共団体その他の団体及び学校から委嘱を受けて講演又は講義を行う場合

### 附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行し、同日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四条第一項の規定により任命された同法第十三条第一項の教育長について適用する。

**栃木県教育委員会規則第二号**

教育長が兼ねることを制限される営利企業等の従事の許可の基準を定める規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

**教育長が兼ねることを制限される営利企業等の従事の許可の基準を定める規則**

(目的)

**第一条** この規則は、教育長が兼ねることを制限される営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体（以下「営利企業等」という。）の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事しようとする場合の許可の基準を定めることを目的とする。

(許可の基準)

**第二条** 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十一条第七項の規定により教育長が、営利企業等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事しようとして許可の申請をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、許可を与えることができる。

- 一 教育長の職責遂行に支障を及ぼすと認められる場合
- 二 当該営利企業等が、教育長の職と密接な関係にあつて不当な結果を生ずるおそれがある場合
- 三 全体の奉仕者たる公務員として従事することが適当でないと認められる場合

(許可の取消し)

**第三条** 教育委員会は、前条の許可をした後において、事業の変更その他の事由により同条の基準に反すると認められる場合は、その許可を取り消さなければならない。

(委任)

**第四条** この規則に定める許可に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成二十七年四月一日から施行し、同日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により任命された同法第十三条第一項の教育長について適用する。

(総務課)

**栃木県教育委員会規則第三号**

平成二十六年給与条例附則第五条の規定による給料に関する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

**平成二十六年給与条例附則第五条の規定による給料に関する規則**

(趣旨)

**第一条** この規則は、栃木県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第六十六号。以下「平成二十六年給与条例」という。）附則第五条の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成二十六年給与条例附則第五条第一項の教育委員会規則で定める職員)

**第二条** 平成二十六年給与条例附則第五条第一項の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第七号。以下「初任給規則」という。）別表第九から別表第十二の二までに定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第一項第一号において同じ。）をした職員
- 二 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第一項第二号において同じ。）をした職員

三 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第一項第三号において「休職等期間」という。）がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給規則第十八条の二、職員の育児休業等に関する条例（平成四年栃木県条例第二号）第八条、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年栃木県条例第四十三号。以下「公益法人派遣条例」という。）第六条、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年栃木県条例第五十八号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第八条又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年栃木県条例第三十五号。以下「配偶者同行休業条例」という。）第九条の規定による号給の調整をいう。次条第一項第三号において同じ。）をされたもの

イ 地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項又は学校職員の分限に関する条例（昭和三十一年栃木県条例第三十三号）第三条の規定により休職にされていた期間

ロ 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ハ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十二年栃木県条例第二号）第二条第一項又は公益法人派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ニ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条の規定により育児休業をしていた期間

ホ 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成七年栃木県条例第五号。以下「勤務時間条例」という。）第十条に規定する傷病休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

ヘ 自己啓発等休業条例第二条に規定する自己啓発等休業をしていた期間

ト 配偶者同行休業条例第二条に規定する配偶者同行休業をしていた期間

四 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第十条第一項又は第十七条の規定による勤務をいう。次条第一項第四号において同じ。）を開始し、又は終了した職員

五 切替日以降に再任用職員異動（法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第二条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第一項第五号において同じ。）をした職員

六 切替日以降に教育委員会が人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（平成二十六年給与条例附則第五条第二項の規定による給料の支給）

**第三条** 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員（平成二十六年給与条例附則第五条第一項に規定する特定職員をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日。次項及び次条第一項において同じ。）以後、当該額に百分の九十九を乗じて得た額）を、平成二十六年給与条例附則第五条第二項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第六号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 降格をした場合（第六号に掲げる場合を除く。）切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第六号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 育児短時間勤務等をしている職員 平成二十六年給与条例第二条の規定による改正前の栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号）（次号において「改正前の給与条例」という。）別表第一及び別表第二の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（ロにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ 育児短時間勤務等を終了した職員（イに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

五 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条例別表第一及び別表第二の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（ロにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

ロ 当該再任用職員異動後において法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

六 教育委員会が人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 教育委員会が人事委員会の承認を得て定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であつて、その者の受ける給料月額が教育委員会が人事委員会と協議して定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十九を乗じて得た額）を、平成二十六年給与条例附則第五条第二項の規定による給料として支給する。

（平成二十六年給与条例附則第五条第三項の規定による給料の支給）

**第四条** 人事交流等職員（切替日以降に、栃木県公立学校職員給与条例の適用を受けない県職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員その他教育委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（教育委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成二十六年給与条例附則第五条の規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあつては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該額に百分の九十九を乗じて得た額）を、平成二十六年給与条例附則第五条第三項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成二十六年給与条例附則第五条第二項の規定による給料の額に相当する額を、同条第三項の規定による給料として支給する。

（端数計算）

**第五条** 平成二十六年給与条例附則第五条の規定による給料の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該給料の額とする。

（この規則により難い場合の措置）

**第六条** 平成二十六年給与条例附則第五条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

**附 則**

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（教職員課）

教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

**教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則等の一部を改正する規則**

(教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則の一部改正)

**第一条** 教育関係職員のサービスの宣誓に関する規則(昭和二十六年栃木県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

(栃木県教育委員会会議規則の一部改正)

**第二条** 栃木県教育委員会会議規則(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

目次中	「第二章 委員長及び委員長職務代行者の選任(第六条―第八条)	
	第三章 会議(第九条―第十九条)	
	第四章 会議録(第二十条―第二十二条)	を
	第五章 補則(第二十三条)	」

「第二章 会議(第六条―第十六条)

第三章 会議録(第十七条―第二十条) に改める。

第四章 補則(第二十一条) 」

第二条第三項中「委員長」を「教育長」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第四条第一項中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条第二項中「委員」を「教育長又は委員」に改め、同条第三項中「委員長(委員長にあつては委員長職務代行者)」を「教育長」に改める。

第五条を次のように改める。

(議席)

**第五条** 教育長及び委員の議席は、教育長が定める。

第二章を削る。

第九条中「委員長」を「教育長」に改め、第三章中同条を第六条とする。

第十条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第七条とする。

第十一条中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第八条とする。

第十二条第一項中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条第二項中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第九条とする。

第十三条第一項及び第二項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第三項中「わたつて」を「わたつて」に改め、同条を第十条とする。

第十四条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第十一条とする。

第十五条中「場合」の下に「において」を加え、「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条を第十二条とする。

第十六条第二項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十三条とする。

第十七条中「委員長」を「教育長」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第十四条とする。

第十八条第一項中「委員長は」を「教育長は、」に改め、同条第二項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十五条とする。

第十九条を第十六条とする。

第三章を第二章とする。

第二十条第一項第八号中「委員長」を「教育長が必要と認め、」に、「認めた」を「した」に改め、同条を第十七条とする。

第二十一条中「はかり」を「諮り」に改め、同条を第十八条とする。

第二十二条「委員長」を「教育長」に改め、同条を第十九条とし、第四章中同条の次に次の一条を加える。

(会議録の公表)

**第二十条** 教育長は、第十八条の規定により会議録の承認を得たときは、速やかに、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章を第三章とする。

第二十三条中「細部の」を削り、「はかつて」を「諮って」に改め、第五章中同条を第二十一条とする。  
第五章を第四章とする。

(栃木県教育委員会傍聴人規則の一部改正)

**第三条** 栃木県教育委員会傍聴人規則(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「委員長」を「教育長」に改める。

第四条第一項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第二項中「委員長」を「教育長」に、「あつた」を「あつた」に改める。

第五条及び第六条中「委員長」を「教育長」に改める。

(栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

**第四条** 栃木県教育委員会事務局組織規程(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第十四条第三項を削る。

(栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

**第五条** 栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(昭和四十六年栃木県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第三条第一項第四号中「教育長、」を削り、同条第二項中「教育長」の下に「(前項の規定により教育次長が専決する場合にあつては、教育次長)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教育委員会は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、前項の規定により教育長に専決させる事務を教育次長に専決させる。

**附 則**

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第一条第一項の場合においては、第一条の規定による改正後の教育関係職員の服務の宣誓に関する規則の規定、第二条の規定による改正後の栃木県教育委員会会議規則の規定、第三条の規定による改正後の栃木県教育委員会傍聴人規則の規定、第四条の規定による改正後の栃木県教育委員会事務局組織規程の規定及び第五条の規定による改正後の栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の規定は適用せず、第一条の規定による改正前の教育関係職員の服務の宣誓に関する規則の規定、第二条の規定による改正前の栃木県教育委員会会議規則の規定、第三条の規定による改正前の栃木県教育委員会傍聴人規則の規定、第四条の規定による改正前の栃木県教育委員会事務局組織規程の規定及び第五条の規定による改正前の栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

**栃木県教育委員会規則第五号**

栃木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

**栃木県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則**

栃木県教育委員会事務局組織規程(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表国体準備室の項中「国体準備担当」を「総務企画担当、施設競技担当」に改める。

第十条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十一条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

**附 則**

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(総務課)

**栃木県教育委員会規則第六号**

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十三年栃木県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十四イの表中

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

を

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

に

88	58
88	58
89	58
89	58
90	58
90	59
91	59
91	59
92	59
92	59
93	60
93	60
93	60
94	60
94	60
94	61
95	61
95	61
95	61

を

88	57
88	57
89	57
89	57
89	57
89	57
89	58
89	58
90	58
90	58
90	58
90	58
91	59
91	59
91	59
91	59
92	59
92	59
92	59
92	59
93	59
93	59
94	60
94	60
95	60

に

26
27
28
29
30
31
32
33
33
34
34
35
35
36

を

25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32

に改め、別表第十四ロの表中

50
51
52
53
53
54
54
55
55
56

を

49
50
50
51
51
52
52
53
54
55

に

36
37

32
33

91	74
91	74
92	74
92	75
93	75
93	75
94	75
94	75
95	76
95	76
96	76
96	76
97	76
97	77
98	77
98	77

を

90	74
90	74
91	74
91	74
91	74
91	74
92	74
92	74
92	74
92	74
93	74
93	74
93	74
93	74
94	74
94	74

に

21
21
21
22
22
22
22
23
23
24
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29

を

20
20
21
21
21
21
21
22
22
22
22
23
23
23
23
23
24
24

に

149		99	77	
-----	--	----	----	--

を

149		94	74	
150		94	74	
151		95	75	
152		95	75	
153		95	75	
154		96	75	
155		96	75	
156		96	76	
157		97	76	

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第七号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年栃木県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中	「	149	」を	「	149～152 153～156 157	」に	「	6,900 7,000 7,100	」を	「	6,900 7,000 7,100 7,100 7,100	」に
-------	---	-----	----	---	---------------------------	----	---	-------------------------	----	---	---	----



「 7,200 7,300 」	を	「 7,200 7,300 7,300 7,300 」	に改める。
別表第二中	を	「 6,900 6,900 7,000 7,100 」	に
		「 6,900 6,900 7,000 7,100 7,100 7,100 」	を
		「 7,200 7,200 7,300 7,300 7,300 」	に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

**栃木県教育委員会規則第八号**

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

**栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則**

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十四年栃木県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二への表中「11,500円」を「11,488円」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

**栃木県教育委員会規則第九号**

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

**栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則**

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則（昭和五十五年栃木県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第二十一条第一項第二号」を「第二十一条第一項」に改める。

別表を次のように改める。

**別表**

学 校	所 在 地
栃木県立日光明峰高等学校	日光市久次良町104
日光市立日光小学校	日光市萩垣面2390の2
日光市立清滝小学校	日光市清滝2の10の1
日光市立野口小学校	日光市野口900

日光市立中宮祠小学校	日光市中宮祠2478
日光市立所野小学校	日光市所野820
日光市立安良沢小学校	日光市久次良町1777
日光市立三依小学校	日光市中三依835の1
日光市立足尾小学校	日光市足尾町赤沢6の2
日光市立栗山小学校	日光市日蔭570
日光市立湯西川小学校	日光市湯西川643
日光市立日光中学校	日光市久次良町2096の1
日光市立中宮祠中学校	日光市中宮祠2478
日光市立東中学校	日光市七里1020
日光市立三依中学校	日光市中三依835の1
日光市立足尾中学校	日光市足尾町向原7の1
日光市立栗山中学校	日光市日向1465
日光市立湯西川中学校	日光市湯西川643
那須塩原市立塩原小学校	那須塩原市中塩原364
那須塩原市立高林中学校	那須塩原市箭坪353
那須塩原市立塩原中学校	那須塩原市中塩原364
那須町立大島小学校	那須郡那須町大字大島18の1
那須町立田代友愛小学校	那須郡那須町大字高久乙196の3
那須町立那須高原小学校	那須郡那須町大字高久丙1482
那須町立那須小学校	那須郡那須町大字湯本201の1
那須町立朝日小学校	那須郡那須町大字豊原丙1340
那須町立那須中学校	那須郡那須町大字高久丙1の1

## 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

#### 栃木県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

栃木県教育職員免許状に関する規則（平成元年栃木県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「若しくは特別支援学校」を「特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」に改め、同項第二号中「又は特別支援学校」を「特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園」に改め、「いう」の下に「。）」又は幼保連携型認定こども園を設置する県内の社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう）を加える。

第三十二条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「こ」を「ホ」に改める。

第三十三条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「こ」を「ホ」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 栃木県教育委員会規則第十一号

栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

#### 栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成三年栃木県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「管理職員特別勤務手当の」を「条例第十一条の二第三項第一号の教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める」に改め、同条第二項中「第十一条の二第二項ただし書」を「第十一条の二第三項第一号」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 条例第十一条の二第三項第二号の教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

- 一 校長の職にある職員 三千円
- 二 任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員 三千円
- 三 教頭又は事務長の職にある職員 二千円

4 条例第十一条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした場合には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

#### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 栃木県教育委員会規則第十二号

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

#### 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成七年栃木県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第七号中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「健康診断」を「健康診査」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

#### 栃木県教育委員会規則第十三号

平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

**平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則**

平成十八年給与条例附則第六条の規定による給料に関する規則（平成十八年栃木県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「受ける給料月額」を「受ける平成二十七年三月三十一日の給料月額（当該給料月額が同年四月一日に受ける給料月額に達しない場合には、同日の給料月額。以下「基準給料月額」という。）」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間、」に改め、「三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に」を削り、同条第二項中「受ける給料月額」を「受ける基準給料月額」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間、」に改め、「三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に」を削る。

第五条第一項中「受ける給料月額」を「受ける基準給料月額」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間、」に改め、「三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に」を削る。

**附 則**

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（教職員課）

**栃木県教育委員会規則第十四号**

栃木県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

**栃木県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則**

栃木県教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年栃木県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一号」を「第十号」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

**栃木県教育委員会規則第十五号**

栃木県学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

**栃木県学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則**

栃木県学校通信教育に関する規則（昭和四十六年栃木県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

（学校教育課）

**栃木県教育委員会規則第十六号**

栃木県立博物館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

**栃木県立博物館管理規則の一部を改正する規則**

栃木県立博物館管理規則（昭和五十七年栃木県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。  
第九条第一項及び第二項の養管理部の部普及資料課の項中「普及資料課」を「教育広報課」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中 「普及資料課」 を 「教育広報課」 に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(生涯学習課)

**栃木県教育委員会規則第十七号**

栃木県風土記の丘資料館管理規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

**栃木県風土記の丘資料館管理規則を廃止する規則**

栃木県風土記の丘資料館管理規則（昭和六十一年栃木県教育委員会規則第二号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(文化財課)

**栃木県教育委員会規則第十八号**

栃木県教職員住宅管理規則を廃止する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

**栃木県教職員住宅管理規則を廃止する規則**

栃木県教職員住宅管理規則（平成六年栃木県教育委員会規則第五号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(健康福利課)

**栃木県教育委員会告示第4号**

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）第16条の規定により平成28年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項を定めたので、次のとおり公示する。

平成27年3月31日

栃木県教育委員会

**平成28年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項**

平成28年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

**第1 高等部の入学者選抜について**

**1 高等特別支援学校**

**(1) 入学志願資格**

高等特別支援学校に入学を志願することができる者は、知的障害者のうち、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に掲げる障害の程度が軽度の者で、公共交通機関等の利用により自力通学が可能な者とする。その他入学志願資格は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業し、又は修了した者

イ 平成28年3月31日までに中学校を卒業し、又は修了する見込みの者

ウ 平成28年3月31日までに学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 調査書（中学校を卒業後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) その他必要な書類

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成28年2月1日（月）及び同月2日（火）の2日間とする。

ウ 出願に要する書類は、在学する中学校又は卒業した中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して志願先の高等特別支援学校の校長に提出するものとする。ただし、中学校を卒業後5年以上経過した場合にあっては、入学志願者が直接志願先の高等特別支援学校に提出するものとする。

エ 中学校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の高等特別支援学校の校長に提出するものとする。

オ 出願は、県立学校（高等特別支援学校及び高等学校）を通じて1校とする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査は、国語及び数学について行う。

イ 面接

ウ その他必要な検査

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、平成28年2月8日（月）とし、会場は、志願先の高等特別支援学校とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類並びに学力検査の成績、面接の結果及びその他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、平成28年2月15日（月）とする。

2 特別支援学校高等部（高等特別支援学校及び高等部専攻科を除く。）

(1) 入学志願資格

特別支援学校高等部に入学を志願することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校を卒業し、又は修了した者

イ 平成28年3月31日までに中学校を卒業し、又は修了する見込みの者

ウ 平成28年3月31日までに学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 調査書（中学校を卒業後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) その他必要な書類

イ 出願に要する書類の提出期間は、平成28年2月19日（金）及び同月22日（月）の2日間とする。

ウ 出願に要する書類は、中学校長を経由して志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。ただし、中学校を卒業後5年以上経過した場合にあっては、入学志願者が直接志願先の特別支援学校に提出するものとする。

エ 中学校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。

オ 出願は、県立学校（特別支援学校高等部及び高等学校）を通じて1校とする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

- (7) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。
- (i) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語及び数学について行う。
- イ 面接
- ウ その他必要な検査
- エ 志願先の特別支援学校の校長は、特別な事情があると認めるときは、学力検査、面接、その他必要な検査の一部を免除することができる。
- (5) 学力検査等の期日及び会場  
学力検査等の期日は、平成28年3月7日（月）とし、会場は、志願先の特別支援学校とする。
- (6) 入学者の選抜  
入学者の選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類並びに学力検査の成績、面接の結果及びその他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。
- (7) 合格者の発表  
合格者の発表日は、平成28年3月11日（金）とする。
- (8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置  
特別の事情により受検できなかった者で、特別支援学校高等部への入学を希望する者については、別に取り扱うものとする。
- 3 高等部専攻科（視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校に置くもの）
- (1) 入学志願資格  
高等部専攻科に入学を志願することができる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。  
ア 平成28年3月31日までに高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）を卒業し、又は卒業する見込みの者  
イ 平成28年3月31日までに学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みの者
- (2) 募集定員  
募集定員は、別に公示するところによる。
- (3) 出願  
ア 出願に要する書類  
(7) 入学願書  
(i) 調査書（高等学校を卒業後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書）  
(ii) 障害があることを証明する書類  
(iii) その他必要な書類  
イ 出願に要する書類の提出期間は、平成28年2月19日（金）及び同月22日（月）の2日間とする。  
ウ 出願に要する書類は、在学する高等学校又は卒業した高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）を経由して志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。ただし、高等学校を卒業後5年以上経過した場合にあっては、入学志願者が直接志願先の特別支援学校に提出するものとする。  
エ 高等学校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。
- (4) 学力検査等  
ア 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。  
イ 面接  
ウ その他必要な検査
- (5) 学力検査等の期日及び会場  
学力検査等の期日は、平成28年3月7日（月）とし、会場は、志願先の特別支援学校とする。
- (6) 入学者の選抜  
入学者の選抜は、高等学校長から送付された調査書その他必要な書類並びに学力検査の成績、面接の結果及びその他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。
- (7) 合格者の発表  
合格者の発表日は、平成28年3月11日（金）とする。
- (8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置  
特別の事情により受検できなかった者で、高等部専攻科への入学を希望する者については、別に取り

扱うものとする。

第2 幼稚部の入学者選抜について

1 入学志願資格

特別支援学校の幼稚部に入学を志願することができる者は、障害の程度が、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校においては、平成22年4月2日から平成24年4月1日まで生まれた幼児
- (2) 聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校においては、平成22年4月2日から平成25年4月1日まで生まれた幼児

2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

3 出願

(1) 出願に要する書類

- ア 入学願書
- イ 障害があることを証明する書類
- ウ その他必要な書類

(2) 出願に要する書類の提出期間は、平成28年2月19日（金）及び同月22日（月）の2日間とする。

(3) 出願に要する書類は、保護者が作成して志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。

4 面接等

- (1) 面接
- (2) その他必要な検査

5 面接等の期日及び会場

面接等の期日は、平成28年3月7日（月）とし、会場は、志願先の特別支援学校とする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜は、面接の結果及びその他必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表日は、平成28年3月11日（金）とする。

8 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者で、幼稚部への入学を希望する者については、別に取り扱うものとする。

(特別支援教育室)

栃木県教育委員会訓令第1号

事務局  
学校以外の教育機関

栃木県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成二十七年三月三十一日

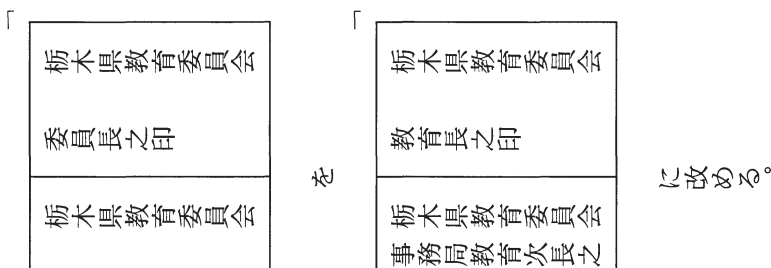
栃木県教育委員会

栃木県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会公印規程（昭和五十一年栃木県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
第十条中「委員長、」を削る。

第十二条第一号中「、栃木県教育委員会委員長の印」を削る。

別表第一中





教育長之印

印

別表第二中

(八)

栃木県教育委員会  
教育長之印

(二)

栃木県教育委員会  
教育長之印

を

(八)

栃木県教育委員会  
教育長之印

(二)

栃木県教育委員会  
教育長之印

に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の第十条、第十二条第一号、別表第一及び別表第二の規定は適用せず、改正前の第十条、第十二条第一号、別表第一及び別表第二の規定は、なおその効力を有する。

栃木県教育委員会訓令第二号

本 局  
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和六十一年栃木県教育委員会訓令第八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第十二条第一項の表中「施行文書番号簿」を「施行（収受）文書管理簿」に改める。

第十三条第一項中「、委員長名」及び「、委員長の職務代行者名」を削る。

別表第一の一教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項の部2特定専決事項の款文化財課関係の項文化財課長専決事項の欄中第十六号から第十八号までを削り、第十九号を第十六号とし、第二十号を第十七号とし、同款健康福利課関係の項健康福利課長専決事項の欄中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の第九条第一号の規定は適用せず、改正前の同号の規定は、なおその効力を有する。

(総務課)

栃木県教育委員会訓令第三号

県立学校

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

栃木県教育委員会

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県立学校文書等取扱規程（平成十三年栃木県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「施行文書番号簿」を「施行（収受）文書管理簿」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(教職員課)